

京都市では、平成 20 年 7 月に「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会を設置し、公共交通に乗ってたくさんの人達がまちに集まるような賑わいある、持続可能な都市「歩くまち・京都」の実現に向け、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、交通政策のマスタープランである「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成 22 年 1 月に策定しました。

平成 20 年度に 14,700 人を対象として実施した市民アンケートからは、大多数の市民の皆様が、京都の「賑わい」と「歴史・伝統」を継承することが大切であり、そのためには、まず「歩行者」を優先することが不可欠である、という願い、そして、公共交通や自転車も活用する一方、過度なクルマ利用を抑えることが重要であるという認識を確認することができました。

こうした圧倒的な市民の皆様からの支持を得ている「歩くまち・京都」の実現を目指すためには、都心部の交通のあり方、歩行環境のあり方、道路空間の使い方、公共交通のあり方などの個々の重要な課題に対して、基本的な考え方を明らかにし、具体的な施策を行う場合においても、それに常に立ち返ることが重要であると考えました。

このため、審議会や検討部会での様々な議論や、市民アンケート、そして更に約 400 人の市民皆様が参加した「歩くまち・京都」総合交通戦略シンポジウムにおいて草稿案を提示するとともにパブリックコメントを実施したところ、多くの皆様から御賛同をいただきました。そして、内容について様々な御意見をいただき、それらの御意見に基づき審議会や検討部会で議論を重ねた上でとりまとめられたのが、「歩くまち・京都」憲章です。



「歩くまち・京都」憲章

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました。そして、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。しかし、クルマを中心とする生活が急激に進展する時代の中で、こうしたまちの魅力が損なわれています。

京都にふさわしい移動の方法は、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉であり、歩くことこそは健康や環境にも望ましいものです。

このような認識のもと、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

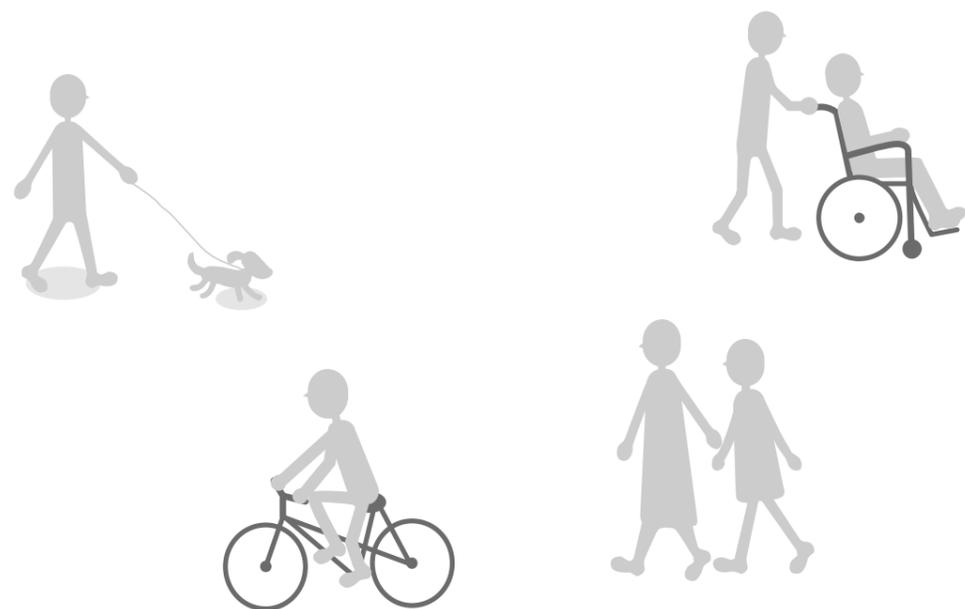
- 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
- 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

(平成 22 年 1 月 23 日制定)

憲章の意義

- この憲章は、すべての京都市民の皆様及び京都を訪れる観光客の皆様など、京都市に関わるすべての人々の共通理念・指針を示すものです。
- この憲章は、外部から強制される法規ではなく、京都市に関わる人々の、京都を愛する心から生じた共通の行動規範です。
- この憲章は、すべての京都市民の皆様と共有し、後世に伝え、世界に発信する決意です。

平成 22 年 1 月 京都市



発行：京都市 都市計画局歩くまち京都推進室

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3483 FAX：075-213-1064

ホームページ：http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-5-0-0-0.html

京都市印刷物第 214600号



「歩くまち・京都」憲章 ～人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指して～

- ◆ わたくしたちの京都は、長い歴史の中で、先人から受け継いだ歴史、伝統を守り育てながら、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。
- ◆ ところが、みちはいつしか歩く人々のためではなく、クルマのために使われるようになり、真っ黒なアスファルトに覆われ、ゆっくりと歩くことも、ゆっくりと立ち話をする 것도、そして子ども達が夢中で辻遊びをすることも、いずれも著しく難しいものとなってしまいました。
- ◆ その結果、京都のまちの至る所に見られた“まちの賑わい”が少しずつ失われ、長い歴史の中で培われてきた町家が立ち並ぶたたずまいや魅力が、損なわれています。



- ◆ 京都のまちにふさわしい移動の方法は、様々な問題を抱えるクルマではなく、自分の力で、時に人の助けを借りながら人々が“歩く”という移動、そして、バスや鉄道などの公共交通や、車椅子やベビーカーを利用する人々の移動です。



- ◆ 歩く人々がいるからこそ、まちに“賑わい”が訪れ、そのまちの商業に活気が宿り、人と人との様々な交流が生まれます。
- ◆ 人々がクルマの中という、まちと遮断されてしまった“プライベートな小さな空間”に固執する限り、奥深い京都の魅力に触れることも共有することもできません。
- ◆ 歩くことを中心とした暮らしこそが、健康と環境、そして、京都のまちにとって望ましいものです。



- ◆ みちの使い方や、公共交通のネットワークなどを含めた交通のあり方全般を、“歩くこと”を中心としたものに大きく展開し、世界の模範となるような「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するために、



「歩くまち・京都」憲章を定めることとしました。



- ◆ 「人が主役の魅力あるまちづくり」とは、現代の物質文明のあり方を見直し、機械や商業ではなく“人”が主役のまちを目指すという想いが込められています。

3つの行動規範

わたしたちの京都では、市民一人ひとは、

1 健康で、人と環境にやさしい、

歩いて楽しい暮らしを大切にします。

- ❖ “歩く”ことを楽しむライフスタイルを、京都のまちに暮らす市民一人ひとりが享受するという決意です。
 - ◆ 歩くことは健康な身体づくりの第一歩として大切な役割を担っています。
 - ◆ 歩くことは他の移動手段よりも静かで、空気や水を汚さない人と地球環境にやさしい理想的な移動手段です。
 - ◆ 歩くことは移動そのものを“楽しみ”にする活動です。歩くことによって地域の人々との会話が生まれ、歴史的史跡と出会い、四季のうつろいを愛でることができます。

そして、市民と行政が一体となって、

1 だれもが歩いて出かけたくなる

道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。

- ❖ 京都の歴史的なまち並みとまちの賑わいを後世に伝えるためのまちづくりのあり方とそのため交通政策を推進する決意です。
 - ◆ 安心して快適に歩くことができる歩行空間を確保した上で、憩いの場となるような施設、そして、自転車移動を安全で快適にするための走行空間や駐輪スペースを確保します。
 - ◆ だれもが歩いて出かけたくなるような、より快適で利便性の高い公共交通を整え、ネットワークを充実させます。
 - ◆ 適切な規制や適切な開発によって京都の歴史的なまち並みを守り続け、人々が集まりたくなる施設を整え、伝統的な祭りを継承するとともに京都にふさわしい新しい文化を創造します。

1 京都を訪れるすべての人が、

歩く魅力を満喫できるようにします。

- ❖ 京都を訪れるすべての人々に京都の歴史と伝統をより深く味わっていただくために、出迎えるわたしたちの心構えです。
 - ◆ 京都は年間 5,000 万人以上が訪れる日本を代表する観光都市です。京都には歩いて巡ることで初めて発見できる伝統に育まれた文化、史跡などの奥深い魅力が点在しています。
 - ◆ 先人たちが残してきたこのような魅力を将来の世代に引き継ぐとともに、世界の人々へ発信することは、われわれ京都市民の責務です。